

『東北解放区工商税収史料選編』

石 剛

はじめに

『東北解放区工商税収史料選編』(全3冊, 黒龍江人民出版社, 1988年)は, 遼寧, 吉林, 黒龍江3省の税務局と档案館が, 国務院財政部税務総局の直接の指導のもとで, 編集したものである。主編王寿田, 副主編郝洪升, 以下18名の人員が参加している。本資料集の編纂は, 別稿で解題を行った『東北解放区財政經濟史資料選編』とほぼ同じ時期に並行して進められていたことになる。

本「史料選編」は, 1945年9月3日抗日戦争勝利から49年末までの東北解放区の工商税収に関する資料を網羅し, 50年に入つてからの一部関係資料も収められている。

「東北解放区」は, 周知のように, 抗日戦争勝利の後で形成された。それ以前にすでに存在していたいわゆる「北満根拠地」「東満根拠地」「南満根拠地」「西満根拠地」を中心に, さらに当時の華北解放区から東北解放区に新しく配属された冀察熱遼根拠地も加わり, 総面積は100万平方キロを越え, 現在の東北3省よりも広い地域であった。もちろん, 1948年11月に共産党がその全域を解放するまでは, 国民政府軍との内戦により, その面積も範囲も大きく変動した。東北解放区の税収と工商政策にもまさにこのような情勢が反映されている。

「抗日戦争」が終わってすぐ, 東北地区の経済的, 軍事的重要性から1945年9月に中国共産党中央委員会に東北局が設立された。またその翌46年8月には東北各省市(特別市)行政聯合事務所が設立され(後, 東北行政委員会に改称), 東北地区の最高行政機関とした。東北では, 45年11月に国民政府との激しい内戦が展開され, 46年5月までに, 共産軍は, 四平, 長春, 吉林などの主要都市から撤退, 同年11月までに南満根拠地の大部分, 東満根拠地の一部も国民政府軍の支配下となった。しかし翌47年5月から約1年間にわたって共産党側の反攻が行われ, 48年9月から11月までの「遼・瀋戦役」を経て, 東北地区全域が解放されたのである。

東北解放区の工商, 税収面での活動は, こうした解放戦争のさなかに行われたのであり, 経済面での国民政府による東北解放区への禁輸禁運とのたたかいをはじめ, 工商業などの復活・発展・戦争への支援などを通じて, 東北解放区の工商・税収工作の経験をつんだ。これは, 全国解放後の同領域の仕事の先駆となるものである。

本書の収録対象の機関は, 中共中央東北局, 東北各省市(特別市)行政聯合弁事處, 東北行政委員会, 東北人民政府, 東北財政經濟委員会, 財政部, 東北税務総局, 東北行政委員会遼東弁事處・冀察熱遼弁事處および各省市(特別市)と行政区の党政機関, 税務局などであり, これら

の機関が作成した、税に関する政策、法令、指示、会議決議、総括、報告などの文書が収録対象である。

本書は3冊からなっている。第1冊は「総合部分」であり、重要な決議と決定、行政区画、組織構成、財経方針、工商政策、税収政策、各種の総括と報告などを収めている。第2冊には、各種の税の税則、条例、指令、それに具体的実施方法の規定などが収録されている。第3冊は、組織人事、徵収管理、税収会計統計および税票、証明免許などの資料を収めている。

各冊の概要

1. 第1冊

第1冊は総合であり、重要な決議と決定・行政区画・組織構成、財経方針・工商政策・税収政策、税収工作に関する総括と報告の3部分からなっている。

(1) 「重要な決議と決定、行政区画、組織構成」

1945年から46年にかけては、「遼北省政府施政報告」(45年5月8日)の経済、財政部分、「東北各省市(特別市)代表聯席會議の重要決議」(46年8月12日)の財政関係の部分、行政組織の変更と設立および人事任命に関する東北行政委員会の決定などがある。47年では、劉毅生「東北解放区概況」(3月10日)、「東北行政委員会第一回行政會議の経過」(7月18日)、「東北解放区現行行政区画の統計」、「東北行政委員会の組織構成と人事変動」がある。48年では、「東北行政委員会の財政経済委員会設立」(7月20日)、「東北概況」(11月22日)がある。49年では、「東北の行政区画を6省4市に分けることに関する東北行政委員会の決定」(4月21日)、東北人民政府の人事を明らかにする「東北人民政府通令」(8月27日)、「東北人民政府令」(9月4日)がある。他に、「旅大概況」(4月19日)、などである。

これらは、1946年から49年までの東北各地域の財政に関する基本方針とこれに関連する行政区画、組織構成、指導部の人事変動関係の資料などである。これらを通して、東北解放区の基本政策の形成過程およびその草創期の組織創立の概況がある程度分かるであろう。これらの中では、たとえば、東北各省市行政聯合事務所主席の林楓の「東北解放区建設総括」(46年8月11日)、『東北日報』47年8月に発表された「東北解放区一年來の建設」などが具体的な内容を報告している。

(2) 「財経方針、工商政策、税収政策」

本資料集の性格を反映して、「重要な決議と決定、行政区画、組織構成」が43ページであるのに対して、この部分は300ページ近い。

まず、1946年2月23日開催の黒龍江省税務局第一次税務局長聯席會議の記録には、酒税、豆油、タバコ、家畜、小麦粉についての税、営業税などの徵収、管理方法についての決定が收められている。他に、生産運動を推し進めるための中共東北局の指示(46年3月27日)には、農業、工業、商業などの分野での政策と具体方策が打ち出されている。また、46年10月1日吉林省政府、省軍区司令部が合同で出した命令には、政府機関および部隊の經營する企業の納税問題が定められている。遼吉行政公署布告(46年11月25日)では、工商業営業税の減免に関するい

くつかの規定が収められている。

1946年は東北解放区の初期的な段階にあたり、解放区の拡大と戦争への協力を中心に、財政、経済政策の面では、生産の促進と、基本的体制の形成に中心が置かれていたと見受けられる。その後の政策の基礎はまさにこの時期において確立されたものと考えられる。

1947年の資料では、46年12月15日に開催された東北財經第一次会議の記録、そこでの李六如「財政工作の報告」(47年1月17日)、李六如「財政問題に関する結論」(1月21日)、王首道「当面の財經工作の方針と任務」(1月21日)がある。細かい数字は掲げられていないが、東北解放区の財政状況、軍費が80%以上を占めることが報告されている。「吉林省政府の省内工商業の発展のための優遇措置に関する決定」(2月1日)、「中共吉林省委の財政工作に関する決定」(2月20日)、中共中央東北局の「1947年度財政經濟工作方針と任務に関する指示」(3月1日)は、47年の財政に関する方針を細かく規定している。また「合江省政府の物資管理と稅務工作の強化に関する決定」(7月1日)、遼北省政府の「新財政工作の実現のための指示」(7月12日)、「遼北省政府の稅收工作の整頓に関する指示」(7月14日)は、稅收確保の観点からの文書である。ほかに、「李富春の東北解放区財經会議における報告と総括」(『東北日報』8月18日)、「合江省政府の稅務工作の統一に関する決定」(9月26日)、「中共中央東北局の財經工作の強化のための決定」(10月10日)、などがある。

1947年に入ると、財政、稅収の確保などの面に、さらに力が注がれるようになった。この時期の資料には、戦場における国民党軍隊への攻勢と解放区の拡大とがかなり詳細に反映されている。

1948年の資料では、次のようなものがある。

「哈爾濱特別市政府令」により公布された戦時下での工商業保護と管理に関する暫定条例、牡丹江省政府令(1月27日)、都市工商業の保護に関する遼北省政府布告(2月16日)、「中共中央の工商業保護に関する指示」(2月)、「中共吉林市委員会の私営工商業保護に関する決定」(3月24日)、東北稅務總局の土地改革の中で侵害された工商業者に対する税金の減免優遇策(4月1日)、東北行政委員会が発布した都市個人資本の農業および牧畜業經營の奨励条例(4月6日)、中国共産党延辺地区委員会と吉林省延辺地区専員公署の工商融資と工商稅収減免の指示(5月1日)、中共中央の新收復都市の保護に関する指示(6月10日)、稅収と商工業の問題と対策を詳しく検討した遼寧省財政厅長兼稅務局長であった任泉生の「稅収と工商業政策に関する報告」(7月)、東北の財政状況に関する中共東北局の中央に対する報告(10月2日)、合江省政府の稅收工作の強化に関する布告(10月16日)、東北稅務總局の冀察熱遼地区的稅務問題に関する指示(12月13日)、黒龍江省政府の稅收工作に対する指導力の強化の決定(12月)、安東省政府の東北財經会議討議に関する総括、などがある。

この時期には、解放区の面積と情勢の変化が激しかった。その中では、特に土地改革に関連して、いかに工商業の発展を促進するかが大きな問題になったようである。私営工商業の繁栄と經濟の発展のために、さまざまな措置がとられたが、これらの資料からその一端が読み取れるであろう。

1949年の資料としては、主に次のようなものが収録されている。東北稅務總局李十中の專売

問題等についての報告（2月12日），東北各省市稅務局長會議『東北日報』（2月20日），關稅局長會議（3月18日），工商業負担に関する政策（3月），遼東省人民政府第一次財政工作會議の総括報告（7月13日），瀋陽市李力果の工商政策についての説明（8月5日），顧卓新財政部長の都市稅收についての報告（8月7日），東北稅務總局の売買許可証制度および農業税・工商業税の税率に関する報告（9月1日），財政會議における李富春東北人民政府副主席の報告（9月11日），顧卓新の經濟建設時期の東北財政の新しい任務についての報告（9月13日），東北人民政府財政部の49年下半期東北財政工作方針（9月），東北人民政府財政部の東北都市財政建設案（9月），中共中央東北局の都市稅收工作の強化に関する決定（11月5日），東北稅務局の冬季稅收に関する決議（11月8日），東北人民政府の都市稅收工作の強化に関する決定（11月10日），遼西省政府の財政工作転換に関する指示（11月30日），遼西省政府主席代理の經濟運営の中での稅收の位置についての報告，などである。

この段階で東北はほぼ全域が解放された。それにともない，それまでばらばらになりがちであった各地域の經濟政策と稅收の統一が重要な課題となった。各地域間の関係と統一など，そのための施策が多く含まれていることが特徴である。

（3）稅收工作的総括と報告

「稅收工作に関する総括と報告」部分は，具体的な經濟，稅收状況，税率・稅收額などについて詳細に記録しており，量的にも400ページを越え，三つの部分の中でもっとも多く，財政，稅收の全体の実状を知る上で重要である。

その主なものを列挙しておこう。1947年では，張啓龍の吉林省財經工作會議における総括報告（1月5日），合江省政府の財政經濟に対する初步的な調査（營業税部分）（4月30日），合江省政府稅務總局46～47年稅務工作概況（7月12日），東北稅務總局の47年1～6月東北稅務工作概況および将来の展望（47年），東北稅務總局の半年間の工作総括（47年），東北稅務總局の47年東北稅務工作経過（47年），松江省工商管理局の46～47年松江省稅收概況。

1948年では，吉林省吉北稅務分局の47年稅收工作総括（1月6日），遼北省稅務局の48年上半期稅收概況（7月），熱河省稽征処工作報告（8月15日），東北稅務總局半年間の指導総括（9月），營業税徵收問題に関する討議の総括（董濟民）（10月20日），検査の指導と改善（10月），合江省政府稅務局の48年9，10，11月工作総括（11月），營業税徵收問題について（董濟民）（12月11日），安東省稅務局48年工作総括（12月30日），東北行政委員會東北三年來政府工作報告（48年），東北稅務總局稅務工作的半年間の総括（48年1～6月），合江省政府稅務局の報告（48年），遼北省稅務局工作報告（4月），吉林省稅務局48年幹部状況の総括（48年），吉林省稅務局の48年工商營業税徵收総括（48年），吉林省稅務局の48年上半期財政工作総括（48年），東北稅務總局の48年1～4月東北解放区稅收報告（48年），吉林省人民政府の48年政府工作総括（8月7日），などである。

1949年では，合江省政府稅務局の48年工作総括（3月25日），東北稅務總局の48年東北区稅收総括（3月），東北稅務總局の46～49年東北稅收工作報告（5月17日），東北稅務總局の東北稅收報告（6月12日），遼西省稅務局の稅收総括，会計會議における統一記帳方法の報告（李十中）（8月28日），東北稅務總局の49年東北区會計會議総括（9月3日），東北稅務總局半年間の行商營業税の総括（9月），東北稅務總局稅務處の49年第一期工商所得稅予徵の総括（10月），東北稅務總局

の三年来東北税収の初步的総括、東北区税務管理局49年税収工作の初步的総括(49年)、遼東省税務局49年税収の基本的総括(49年)、吉林省税務局の49年総括(49年)、熱河省税務局49年税務工作の初步的総括(49年)、瀋陽特別市政府税務局49年の総括(49年)、吉林省人民政府財政府の49年度財政工作総括(49年)、東北税務総局の東北解放区46~48年間接税工作総括(49年)、遼西省税務局の半年間の工作総括(49年)、黒龍江省税務局の49年税収工作総括(49年)、瀋陽市税務局の49年工作総括(49年)、などである。

以上の「報告」や「総括」では、具体的な数字や統計資料などを駆使して、時期毎の、あるいは各地域の実状を報告している。税収をはじめ、財政、経済の各分野の経済状況および政策、方針と東北の政治情勢との関連などをも、この冊を通して垣間見ることができる。

2. 第2冊「税種部分」

第2冊は税種部分である。ここでは各種の税の税則、条例、指令、それに実施方法などを収録している。その制定、あるいは撤廃、統合等の動きが明らかになる。

構成は、「綜合規定」部分、「貨物生産、販売税」部分、「営業所得税」部分、「輸出入税」部分、「その他の各種の税」部分の五つの部分からなる。

(1) 「綜合規定」部分

1945年のものとして、「治安維持委員会」時代のすべての税収の廃止を宣言する大連市政府の布告(11月15日)、遼寧省政府、遼北省政府などの敵偽時代(満洲国および国民党時代のこと——筆者)の重すぎる各種の税収を廃止あるいは軽減する布告(11月17日)、大連市政府の本年度暫定税率を決めた布告(11月22日)、合江省政府の税収暫定規定などがある。

1946年は、牡丹江市政府の暫定市税条例(1月1日)、同暫定国税条例(同日)、佳木斯市政府の地方税徵収規定(1月22日)、吉林省政府の暫定税収条例(4月1日)、合江省政府の暫定省税施行注意事項に関する訓令(4月10日)、長春市政府布告(5月5日)、哈爾濱市政府布告(5月14日)、大連市政府の47年度の税収科目と税率修正の布告(12月)、などである。

1946年の資料で注目されるのは、税法および税率などの修正が目立つことである。生産の発展と工商業の復興の促進のためにとられた措置である。

1947年のものとしては、次のようなものがある。熱河省政府の税務検査規程に関する命令(2月1日)、その付録には、熱河省輸出入貨物管理および税収の暫定条例、熱河省修正営業税徵収暫定方法など五つの規程が収録されている。また、遼寧省政府令(3月15日)は、新税法の制定と、税法の通則、営業税法、製品税法、關稅(外国との貿易)法、輸出入税(国民党地域との貿易)法などの内容となっている。このほかに、吉林省政府の暫定税収条例に関する修正命令(5月6日)、遼北省政府の新解放区における税目税率の制定に関する布告(6月4日)、大連市政府の税収科目および税率修正に関する布告(6月)、遼北省政府の税収科目および税率修正に関する命令(7月7日)、安東省政府の税収暫定条例改正布告(8月1日)、哈爾濱特別市政府の市税暫定条例(案)(5月21日)、松江省政府地方税暫定条例、などが収められている。

1948年では、次のような資料が注目される。

遼寧省政府の、公営の工場・商店に関する税収規程についての訓令(1月5日)、税の減免に

関する新解放区の税務暫定方法を決める遼北省政府の布告（1月17日），などである。他に，たとえば，東北行政委員会遼東事務所の税収工作に関する指示（3月20日），安東省政府の本省税収条例を廃止し，東北統一税法でもってこれに代える布告（4月11日），遼寧省政府公布の新税法（4月15日），吉林省政府の営業税率の統一と馬車税の通令（10月1日），東北行政委員会の新解放区地域における3カ月間営業税免税と製品生産販売税徵収に関する命令（11月29日），同内容の遼寧省政府布告（12月15日），などである。

1949年分は，吉林省政府の合作社製品生産販売税と営業税徵収原則に関する通令（2月3日）の1件だけである。

以上が，「綜合部分」の主な内容であるが，時期と地域の情勢にしたがって，きめ細かく税制の内容を調整，変更しているのが特徴のように思われる。

また，年を追ってみていくと，税率と税法，税種等の確定と変動の状況も自ずから浮かび上がり，税制と経済政策，生産状況との関連もよみとれる。

（2）「貨物生産販売税」

「貨物生産販売税」では，大連市政府のタバコ・酒の税率を規定した布告（1945年12月12日），松江省の間接税の暫定条例である松江省政府工商管理局布告（46年6月1日），タバコ税の減税を規定した大連市政府布告（同年9月27日），また酒税の減税を決めている大連市政府の布告（1946年10月7日）がある。これらの布告は，いずれも市場の繁栄のためという理由が付されている。同じく46年のものとして，松江省政府工商管理局貨物税暫定条例の制定に関する公告（10月20日），同貨物税税率と税目に関する布告（同日），牡丹江専員公署酒税暫定規定（11月1日），などが収められている。

1947年には，次のようなものがある。合江省政府の特產品税暫定条例公布の命令（4月5日），哈爾濱特別市政府の内地貨物税暫定条例布告（5月21日），合江省稅務總局の免税徵収の強化に関する通知（6月3日），熱河省政府の焼酎製造税税率の改定命令（7月26日），東北稅務總局作成の各省，市地方貨物税税目と税率の比較表（7月），遼寧省政府の人参税徵収についての訓令（10月11日），東北行政委員会の東北解放区貨物生産販売税暫定条例を発布する命令（12月13日），東北行政委員会の東北解放区貨物生産販売税暫定条例の施行期日を統一することに関する通知（12月26日），などである。

1948年に発布されたものには，東北稅務總局の貨物生産販売税税目細目表の確定に関する通知（1月9日），東北稅務總局の貨物生産販売税税目細目表の内容変更に関するいくつかの説明通知（1月20日），吉林省政府の木材を免税としないことに関する通知（8月19日），東北行政委員会の安東・遼寧両省に対して食糧税を徵収することの命令（10月20日），遼寧省政府の食糧・タバコなどの生産，販売税を徵収することに関する布告（10月30日），合江省政府の魚の捕獲の統一管理に関する通告（10月），牡丹江省稅務局の生産，販売税暫定条例制定の公表，などである。

1949年に入ってからのものでは，東北行政委員会の東北解放区貨物生産販売税暫定条例を修正する命令（2月15日），東北稅務總局の遼寧省被災地域に対して3カ月分の食糧税を免除する指示（3月1日），東北行政委員会財政部の工業用塩とアルコールの免税問題に関する指示（4月

5日), 東北財政部塩務総局東北塩務工作概況抜粋(11月), などがある。

「貨物生産販売税」は, 各地の状況により, きめ細かくさまざまな規定がなされているようである。

(3) 「営業所得税」

本冊のなかでもっとも分量が多く, 総合部分の250ページを凌ぎ300ページを越えている。これは, 営業所得税が諸税の中でもっとも複雑で, また規模も大きく, 重要な位置を占めていたからであろう。このなかでは, 営業所得税に関する各地方の行政部門の制定した法規, 条例などが主要な部分をなしている。量が多く個々には紹介できないため, その2, 3の例をあげるにとどめる。

1946年のものとして, 大連市政府布告, 松江省工商管理局の営業所得税暫定条例, 热河省政府, 安東省政府などの営業税に関する条例などがあげられる。

1947年にはいると, 哈爾濱特別市政府, 吉林省政府など各地の地方政府(自治体)によって打ち出された法規, 条例, 規程などが増える。そして48, 49年になり東北解放区が拡大し, 安定するにつれてその量は膨大なものになる。

これらの法規, 条例, 規程はほぼ全ての業種にわたり, 工商業の各業種の営業税率の具体的規定と徴収方法を明確に決めている。ここからは, 税収ばかりでなく, 工業生産, 商業経営, 社会生活等についてもある程度当時の状態を知ることができるであろう。この意味において大いに活用できる資料であろう。

(4) 輸出入税

「輸出入税」は, 2種類からなる。一つは, 外国との貿易に関する関税, いま一つは, 国内各省間, あるいは解放区以外の地域(国民党支配地域)との貿易に対する課税である。この2種類の区別が, 当時どの程度重要であったかは現在明らかにしえないが, このような区分は解放区の経済にとって必要であったことはたしかである。この点について今後さらに検討が必要であろう。

(5) その他

本冊の最後は, 「その他の各種の税」の部分である。この部分は, 多面にわたっており, その時期および地方の状況のいくつかの側面を映し出していると思われる。

たとえば小型船の税金を免除する哈爾濱市政府の布告(1946年8月6日), 佳木斯市政府の印紙税暫定規則(46年9月1日)などをはじめ, 酒宴飲食税, 家畜屠殺税, 家畜交易税, 各種の車税, 文化事業税などの税収が決められている。

3. 第3冊

第3冊は「徴収管理」部分と「会計統計および税票, 証明免許」部分に分かれ, 組織人事, 徴収管理, 税収会計統計および税票, 証明免許などの資料を収めている。

(1) 徴収管理

「徴収管理」と「組織人事」の2項目からなっているが, 徴収管理の項目では, 以下のような布告あるいは訓令, 公告, 規定などが出されている。

1946年のものでは、遼寧省遼西区行署の驢馬の出境禁止の布告（5月1日）、合江省政府の税反則者に対する处罚条例訓令（5月15日）、吉林市政府の吉林省タバコ酒税の暫定取締方法（5月20日）、吉林省吉北行政督察專員公署の税務機関以外の組織や部隊による無断税金徵収行為も禁止する訓令（7月10日）、大連市政府の税収検査の手続きと不正処理の方法の規程に関する布告（11月9日）、遼吉区行署の特産品輸出に関する決定（11月25日）、などが収録されている。

1947年では、松江省工商管理局の食糧および小麦粉の税票有効期限の規程に関する布告（2月7日）、東北税務總局の輸出入貨物税検査方法の暫定規定（2月12日）、松江省工商管理局の満洲国時代の税票を期限付きで廃止する公告（2月21日）、東北税務總局の内地の貿易自由のために關税を統一する公文（2月24日）、東北税務總局の解放区の全ての輸出入貨物を指定の税務機関に報告し検査を義務づける布告（2月24日）、松江省工商管理局の脱税者に厳罰を課することについての布告（3月26日）、東北税務總局の輸出入貨物税を徵収する機関を指定する布告（3月26日）、牡丹江市政府のタバコの印紙検査と税負担の整頓に関する布告（5月10日）、東北行政委員会の木材運輸管理方法の制定に関する命令（5月27日）、吉林省税務局の税務密告ポストを設けることに関する布告（6月11日）、哈爾濱特別市税務局の帳簿登記法の制定に関する通告（7月1日）、熱河省政府のタバコ輸入禁止命令（7月26日）、遼寧省政府の輸出入物資管理および課税の暫定方法を制定する通令（12月1日）、東北税務總局の税務検査者注意事項の通令（12月）、東北税務總局の工商業登記方法（12月）、などの資料が収められている。

1948年では、遼寧省政府の各公営工場・商店の税収に関する規程の訓令（1月5日）、遼北省政府の密輸摘発の強化の通令（1月25日）、東北税務總局の税収を推し進めて制度化することについての指示（3月7日）、東北行政委員会の東北解放区金鉱管理暫定条例の命令（8月11日）、安東省政府の大豆油の専売方法に関する布告（9月24日）、安東省政府の穀物の生産販売税徵収方法についての布告と、焼酎専売制を中止する布告（10月27日）、東北行政委員会商業部・東北税務總局の食糧購買と食糧調剤の免税措置の廃止に関する合同指示（11月5日）、安東省政府の各商店に対する一定期限内に帳簿登記を義務づける通告（12月31日）、などである。

1949年のものでは、東北行政委員会の内外貿易管理に関する命令（1月20日）、東北税務總局の元国民党統治区域で発行・使用されていた税票、税花（印紙）を期限付きで廃止する指示（1月22日）、瀋陽特別市政府の行商登記手続きの規程に関する布告（2月17日）、東北行政委員会の東北解放区と他の解放区の貨物流通方法に関する命令（4月5日）、遼北省政府の工商業登記暫定方法に関する命令（4月）、熱河省人民政府の穀物生産販売税の徵収管理方法の具体策に関する命令（7月5日）、東北行政委員会の各省・市・県の家畜交易市場の復活に関する命令（7月30日）、吉林省人民政府の家畜・穀物交易市場の復活に関する指示（9月8日）、東北税務・専売總局の合作社の優遇措置に関する通知（10月）、などがある。

「組織人事」では、松江省工商管理局税務機関組織系統表（1946年1月）、吉林省人民政府の税務関係の指導の強化と各レベル税務機構体系の建設に関する通令（46年12月）、東北行政委員会税務總局の税務機関暫定組織規程と制度の制定（47年2月19日）、吉林省人民政府の延辯税關と省税務總局との合併に関する通令（47年4月8日）、合江省政府の省税務局長と副局長の任命に関する命令（47年6月8日）、遼寧省政府の各級政権組織系統の新体制に関する命令（47年10月29日）、東北解

放区各省(市)税務局所統計表(47年11月16日), 東北行政委員会の各級税務機関の組織条例と定員構成(48年1月29日), 東北税務総局税務関係者暫定獎勵条例(48年), 東北行政委員会の東北税關管理局の設立に関する命令(49年7月30日), 東北税務総局組織構成の変更の通知(49年9月19日), 東北税務総局の組織構成と定員などの統計(49年), などがある。

(2) 「会計統計および税票, 証明免許」

「税収会計統計」と「税票, 証明免許」の2項目を設けているほか, 付録として, 1950年のいくつかの重要な文献を収録している。

「税収会計統計」の項目では, 松江省工商管理局の罰金および物品の押収に際し罰金証および押収証を使用しなければならないとする公告(1947年3月28日), 吉林省政府の税務当局に押収された物品の処分に関する指示(47年4月20日), 大連市政府の金庫条例施行具体案の制定に関する訓令(47年8月7日), 遼寧省政府の没収密輸食糧の処分価額の設定と配分方法規定に関する訓令(47年10月1日), 東北行政委員会の國門税關の輸出入税収を国の収入とすることに関する命令(47年10月1日), 東北行政委員会の各省の税金収入は国庫に納入すべきであるとする命令(47年12月4日), 東北行政委員会の東北金庫条例(49年12月17日), 東北税務総局の税務業務制度(48年6月25日), 東北税務総局の没収された物品の処分に関する暫定規程(48年10月6日), 東北銀行総金庫・税務総局の税局と金庫との関連を強化することに関する合同指示(48年12月18日), 東北行政委員会の食糧・税務機関経常費用および業務経費拠出に関する指示(49年1月6日), 遼西省政府の営業税以外の税収はすべて省の収入とすることに関する通令(49年8月28日), 東北総金庫・人民政府財政部の地方税交付方法に関する通知(49年10月5日), 東北解放区各省・市の税収統計表(46~49年), などが収められている。

「税票, 証明免許」では, 哈爾濱市での税票, 証明書類の印刷などに際して税務機関の証書を提示することの義務づけに関する東北税務総局の通知(1947年4月2日), 東北税務総局の輸出入貨物税票の期限に関する規定(47年4月5日), 吉林省税務局の税票審査の強化に関する通知(49年6月28日), 東北区税務管理局49年度税票・証明書類等の審査に際して判明した誤りの件数, などである。

本冊の最後に, 付録として, 「東北全境解放経過」という, 新華社哈爾濱分社記者の文章(1948年11月18日)と, 50年に入ってからのいくつかの税収政策関係の重要な文献を収録している。例示すると, 東北第一回税務会議の税収任務のいくつかのポイントに関する決議抜粋(50年1月13日), 政務院公布の全国税政実施要則(50年1月31日), 東北人民政府財政部49年工作總括(50年), 東北解放区と, 国民党・偽満洲国時代の租税体系比較表, などである。

これらの文献は, 解放区の財政政策, 東北解放区の財政・税収の全容を理解する上で, また, 東北解放区の工商政策とその後の全国範囲での政策とのつながりを理解するのに, 不可欠なもののように思われる。

おわりに

以上概観してきたように, 『東北解放区工商税収史料選編』は, 1946年から49年までの, 東北

解放区の工商税収関係の一次資料の集大成ともいるべき資料集であり、40年代後半の東北経済と、東北解放区の工商税収政策研究に欠かせない基本資料としての価値をもつものであるとみてよからう。また、本資料集を、別稿でとりあげた『東北解放区財政經濟史資料選編』とともに利用することによって、それぞれの税に関する施策の背景を明らかにすることができるし、ある程度は東北解放区の経済と財政政策を明らかにすることが可能になる。したがって、本資料集は40年代後半の東北政治、軍事、経済史を研究する場合の、参考資料としても使うべきであろう。

1940年代東北解放区の工商税収政策は、解放後の新中国的財政、経済政策にとって先駆的な試みであったと見てよい。また、それ自体は、解放区の形成過程と連動しており、きわめて流動的であった当時の政治、軍事、経済情勢のもとでの施策であった。それだけに、その解明も解放区全体の研究と緊密に関連させて行う必要があろう。これらの資料は、東北解放区に関する档案の検討とともに、東北解放区の経済・財政政策とあわせて検討されるべきであり、東北の経済状況の解明と東北解放区の経済政策の全容の復元がまず必要である。さらに、東北解放区における経済政策だけでなく、その後の全国的な経済政策などをも視野にいれて、通時的に観察することも必要となろう。

また、当時の解放区がおかれていた特殊な状況を考えると、工商税収政策の研究は、他領域、たとえば解放区の政治史的研究、人事、戦況、党史などの研究と結びつけてすすめられる必要がある。それなくしては、その背景的な要素だけでなく、およそ政策自体の究明と理解も困難であろう。

これは、同時に『東北解放区工商税収史料選編』の活用と解読とあわせて、各分野別の研究成果の積み重ねを待たなければならないことを意味する。いずれにせよ、本史料選編は今後の東北解放区研究の基礎的な材料として活用されるべきである。